

議第80号

三島市農地利用最適化推進委員定数条例案

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第18条第2項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の定数は、11人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

（三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表期日前投票所の投票立会人の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 29,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
-------------	------------	----------------

平成28年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士